

第15回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	予算	条例	その他	計
件数	1	1	2	4

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第75号 平成27年度尼崎市一般会計補正予算(第7号)

< 条例 >

議案第76号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第77号 工事請負契約について(武庫支所・地区会館複合施設新築工事)

議案第78号 工事請負契約について(武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事)

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 7 5 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 7 号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	208,283,692	212,257	208,495,949		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	181,451	総務費	156,297	
	諸収入	5,606	商工費	47,960	
	市債	25,200	土木費	8,000	
	合 計	212,257	合 計	212,257	
3	補正予算の内容				
	<p>「地方創生加速化交付金」の創設に伴い、創業を支援するベンチャー育成支援事業のほか、本市の総合計画の実現及び地方創生に資する事業を実施する。また、国庫補助金の追加内示に伴い、番号制度等導入関係事業などを行う。費目別事業概要は別紙のとおり。</p>				

費目別事業概要

全ての事業が繰越明許費（追加）となる。

総務費	156,297 千円
電子計算関係事業費	26,800 千円
個人情報利用端末において、現在実施している利用者認証（ユーザーIDとパスワード）に加え、顔認証を実施するため、必要な機器を購入するなど整備を行う。	
行政情報化推進事業費	23,600 千円
インターネット接続端末からのデータのメール送信や媒体出力時に自動暗号化や持出抑制の設定をしたり、L G W A N とインターネット接続ネットワークの通信においてウィルスや不正プログラムを無害化するため、必要な機器を購入するなど整備を行う。	
地域資源活用型まちづくり推進事業費	1,500 千円
城内地区旧尼崎警察署を地域資源として有効活用するために、建物内の設備の補修等を行う。	
都市政策推進事業費	8,946 千円
総合計画で示す「ありたいまち」を実現するため、未来志向型意見交換会（フューチャーセッション）等を実施する。	
ソーシャルビジネス支援推進事業費	3,300 千円
多様化する社会的ニーズに対応できる人材を育成し、起業を支援するとともに、市内企業の第二創業を促すため、長期実践型インターンシップ事業を実施する。	
定住・転入促進情報発信サイト事業費	9,000 千円
交流人口・定住人口の増を意識したウェブサイトを構築する。	
みんなの尼崎大学事業費	5,500 千円
市民の主体的な学習や実践を支援し、「学び」を通じて地域を支える人材が創出される環境をつくっていくため、「みんなの尼崎大学」のウェブサイトの充実や、開校イベント等を実施する。	

番号制度等導入関係事業費	77,651 千円
国の補正予算の成立に伴い、地方公共団体情報システム機構への個人番号カード作成等各種事務委任に係る分担金を増額する。	
商工費	47,960 千円
ものづくり支援センター機能強化事業費	8,640 千円
ものづくり支援センターにおいて、企業のニーズを踏まえた技術支援を行うため、新規設備の導入を行う。	
ものづくり総合支援事業費	4,901 千円
本市ものづくり企業に従事している若手社員等のスキルアップ及び企業の生産性向上等につなげるため、（一財）近畿高エネルギー加工技術研究所と連携し、「ものづくり未来の匠選手権」等を実施する。	
ベンチャー育成支援事業費	22,419 千円
本市での創業を促進するため、中小企業センターの創業支援オフィス A B Z（アビーズ）を運営する（公財）尼崎地域産業活性化機構に対して、支援を行う。	
市内企業魅力発信事業費	12,000 千円
市内企業と近隣大学との連携により、企業の若手社員と経営課題の解決及び、魅力の発信に向けた取組を実施する。	
土木費	8,000 千円
公園維持管理事業費	8,000 千円
外国人観光客が増加している城内地区の玄関口である阪神尼崎駅前の中央公園において、公園施設等の整備を行う。	

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 7 6 号	所 管	建築指導課、住宅・すまい づくり支援課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第6号)の制定等に伴い、新たな認定制度が創設されたことから当該認定申請の審査に係る手数料を徴収するため、規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴う改正内容</p> <p>次の申請に係る手数料を建築物の用途、評価手法及び区分ごとの床面積の合計に応じて定める。なお、認定の申請に先立って、外部機関等において技術的審査等を受けているものについては、その審査分を減額した手数料を定める。</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請(容積率特例) 6,900円～1,923,000円(1件につき)</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の認定申請(エネルギー消費性能の表示) 6,900円～1,923,000円(1件につき)</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定等に伴う改正内容</p> <p>住宅を増築し、又は改築しようとする場合の次の申請に係る手数料を建築物の区分ごとの床面積の合計に応じて定める。なお、認定の申請に先立って、外部機関において技術的審査を受けているものについては、その審査分を減額した手数料を定める。</p> <p>ア 長期優良住宅建築等計画の認定申請 21,000円～5,270,000円(1件につき)</p> <p>イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請 11,000円～4,644,000円(1件につき)</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(ア、次号から第60号まで、<u>第62号ア及び第63号において「計画」という。</u>)の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。)又は共同住宅等(同条第2号に規定する共同住宅等をいう。<u>次号において同じ。</u>)でその住宅(長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、第59号の2アからウまで、<u>第59号の3、第59号の4ア及びイ並びに第60号において同じ。</u>)の戸数が1であるもの(次号において「単一共同住宅等」という。)(<u>第59号の3、第61号、第61号の5及び第62号アにおいて「一戸建ての住宅等」という。</u>)の新築に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(ウ、<u>次号ア及びウ、第59号の3ア及びイ、</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第60号まで、<u>第62号及び第63号において「計画」という。</u>)の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。)又は共同住宅等(同条第2号に規定する共同住宅等をいう。)<u>でその住宅の戸数が1であるもの(第61号及び第61号の2において「一戸建ての住宅等」という。</u>)に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(以下この号、次号、<u>第61号及び第61号の</u></p>

第59号の4ア及びイ並びに第61号において「適合証」という。)が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア)～(ケ) 略

イ～ウ 略

(59)の2 計画の認定の申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)の新築に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物(既に認定を受けている計画に係る住宅以外の住宅で当該計画に係る建築物内のものについての認定の申請(以下ア及び第59号の4アにおいて「後続申請」という。)に係るものにあつては、当該後続申請のあった住宅。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ

2において「適合証」という。)が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物(当該建築物が共同住宅である場合において既に認定を受けた住宅以外の住宅について新たに認定の申請(以下「後続申請」という。)があったときは、当該後続申請のあった住宅。以下この号において同じ。)について、次に掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア)～(ケ) 略

イ～ウ 略

(59)の2 計画の認定の申請に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額を、申請に係る住宅の戸数(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計。以下「認定申請戸数」という。)で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上1000円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合にお

<p>前号ア(ア)から(ケ)までに定める額 (同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計 (第59号の4ア及び第62号イ(ア)において「認定申請戸数」という。)で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)以下この号において同じ。)</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書が添付されている場合(アに該当する場合を除く。) 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)~(ケ) 略</p> <p>ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号ウ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)~(ケ) 略</p> <p>(59)の3 計画の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている計</p>	<p>いてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下この号、次号及び第61号の2から第63号までにおいて同じ。)</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書が添付されている場合(アに該当する場合を除く。) 当該申請のあった住宅の存する建築物について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額を認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ア)~(ケ) 略</p> <p>ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について前号ウ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号ウ(ア)から(ケ)までに定める額を認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ア)~(ケ) 略</p>
---	---

画で住宅の新築に係るもの(次号から第6
1号の7までにおいて「新築計画」とい
う。)に係るものを除く。)の増築又は改築
(次号において「増築等」という。)に係
るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、
それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場
合 当該申請のあった住宅の存する建
築物について、次に掲げる床面積の合計
の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)まで
に定める額

(ア) 200平方メートル以内のもの
1件 21,000円

(イ) 200平方メートルを超え500
平方メートル以内のもの 1件 3
7,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,0
00平方メートル以内のもの 1件
61,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,
000平方メートル以内のもの 1
件 114,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,
000平方メートル以内のもの 1
件 171,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え1
0,000平方メートル以内のもの
1件 251,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え
20,000平方メートル以内のもの
1件 425,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え
30,000平方メートル以内のもの
1件 530,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超え
るもの 1件 627,000円

イ 申請書に適合証が添付されていない
場合 当該申請のあった住宅の存する

建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア) 200平方メートル以内のもの

1件 72,000円

(イ) 200平方メートルを超え500

平方メートル以内のもの 1件 1

68,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,0

00平方メートル以内のもの 1件

269,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,

000平方メートル以内のもの 1

件 542,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,

000平方メートル以内のもの 1

件 955,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え1

0,000平方メートル以内のもの

1件 1,628,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え

20,000平方メートル以内のもの

1件 3,008,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え

30,000平方メートル以内のもの

1件 4,284,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超え

るもの 1件 5,270,000円

(59)の4 計画の認定の申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。)の増築等に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に適合証が添付されている場

合 当該申請のあった住宅の存する建

築物について、前号ア(ア)から(ケ)までに

掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ

ぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額

(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)

イ 申請書に適合証が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額

(60) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく計画の変更(以下この号から第61号の7まで及び第62号イ(イ)において「計画変更」という。)の認定の申請(長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づくものを除く。以下この号、次号、第61号の3、第61号の4及び第61号の7において「変更認定申請」という。)に対する審査(既に認定を受けている新築計画に係るものに限り、次号から第61号の3までのいずれかに該当するものを除く。)計画の認定を受けた住宅の存する建築物(以下「対象建築物」という。)の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、額を当該変更認定申請に係る住宅の戸数の合計(第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ(イ)及び第63号において「変更認定申請戸数」という。)で除して得た額)

ア～ケ 略

(61) 変更認定申請(申請書にその計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6において「特定変更認定申請」という。)に対

(60) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく計画の変更(以下この号から第61号の3までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づくものを除く。以下この号から第61号の3までにおいて同じ。)に対する審査(次号から第61号の3までのいずれかに該当するものを除く。)計画の認定を受けた住宅の存する建築物(以下「対象建築物」という。)の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を、申請に係る住宅の戸数(同時に複数の認定の申請があった場合は、当該認定の申請に係る住宅の戸数の合計。以下「変更認定申請戸数」という。)で除して得た額

ア～ケ 略

(61) 計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの(一戸建ての住宅等に

<p>する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準（次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」という。）に適合している旨の認定を要するもの（一戸建ての住宅等（既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。）に係るものに限る。）対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(61)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの（複数住戸共同住宅等（既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。）に係るものに限る。）対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額（同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。）</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分</p>	<p>係るもの限り、申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。）対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(61)の2 計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの（一戸建ての住宅等に係るもの及び申請書に当該計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。）対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ(ア)から(ク)までに定める額を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分</p>
---	---

<p>について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(61)の3 <u>変更認定申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準(第61号の7において「2号等基準」という。)に適合している旨の認定を要するもの(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。)</u> 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)を加算して得た額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(61)の4 <u>変更認定申請に対する審査(既に認定を受けている新築計画に係るもの及び次号から第61号の7までのいずれかに該当するものを除く。)</u> 対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)</p> <p>ア 200平方メートル以内のもの 1件 11,000円</p> <p>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 21,000円</p> <p>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 38,</p>	<p>について前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額を<u>変更認定申請戸数で除して得た額</u></p> <p>(61)の3 <u>計画変更の認定の申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に適合することの認定を要するもの</u> 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を<u>変更認定申請戸数で除して得た額</u>を加算して得た額</p> <p>ア～ケ 略</p>
---	--

<p>000円</p> <p>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 67,000円</p> <p>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 109,000円</p> <p>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 173,000円</p> <p>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 285,000円</p> <p>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 343,000円</p> <p>ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 393,000円</p> <p>(61)の5 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。)に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 200平方メートル以内のもの 1件 51,000円</p> <p>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 131,000円</p> <p>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円</p> <p>エ 1,000平方メートルを超え3,0</p>	
---	--

<p><u>00平方メートル以内のもの 1件</u> <u>428,000円</u></p> <p><u>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>784,000円</u></p> <p><u>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>1,377,000円</u></p> <p><u>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>2,583,000円</u></p> <p><u>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>3,754,000円</u></p> <p><u>ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 4,644,000円</u></p>	
<p><u>(61)の6 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。))に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第61号の4アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)を加算して得た額</u></p>	
<p><u>(61)の7 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が2号等基準に適合している旨の認定を要するもの(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第61号の4アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に</u></p>	

掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)を加算して得た額

ア 200平方メートル以内のもの 1
件 9,300円

イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 16,000円

ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 23,000円

エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件
47,000円

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件
62,000円

カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件
78,000円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1
件 140,000円

ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1
件 187,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 234,000円

(62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 一戸建ての住宅等に係るものである
場合 第59号、第59号の3、第60

(62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第59号、第60号又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部

<p><u>号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。)を加算して得た額</u></p> <p><u>イ 複数住戸共同住宅等に係るものである場合 第59号の2、第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額を次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める数で除して得た額を加算して得た額</u></p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 認定申請戸数</u></p> <p><u>(イ) 計画変更に係るものである場合 変更認定申請戸数</u></p> <p>(63) 長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したときの計画の変更(以下この号において「計画変更」という。)の認定の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)</p> <p>ア~ケ 略</p> <p>(64)~(66) 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平</p>	<p><u>分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額、建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を加算して得た額)を認定申請戸数又は変更認定申請戸数で除して得た額を加算して得た額</u></p> <p>(63) 長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したときの計画の変更(以下この号において「計画変更」という。)の認定の申請に対する審査対象建築物の計画変更に係る部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を、変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>ア~ケ 略</p> <p>(64)~(66) 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平</p>
---	---

成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号から第69号まで及び第71号において「新築等計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。))であるものに限る。))又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。))が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素建築物基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に一户建ての住宅以外の建築物の住戸の部分(以下ア、エ、次号ア、第69号ア及び第70号アにおいて「住戸部分」という。)が含まれる場合 当該一户建ての住宅又は住戸部分(次号ア、第69号ア及び第70号アにおいて「住戸部分等」という。)の全体について、次に掲げる床面積の合

成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「新築等計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。))であるものに限る。))又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。))が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素建築物基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に一户建ての住宅以外の建築物の住戸の部分(以下この号から第70号までにおいて「住戸部分」という。)が含まれる場合 当該一户建ての住宅又は住戸部分(以下この号から第70号までにおいて「住戸部分等」という。)の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞ

<p>計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分(一戸建ての住宅以外の住宅における廊下、階段その他共用に供される部分をいう。以下イ、エ、次号イ、第69号イ及び第70号イにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に工場等部分(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するものとして市長が別に定めるものの用途に供される部分をいう。以下この号、次号ウ、第69号ウ及び第70号ウにおいて同じ。)が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 当該申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分(住戸部分、共用部分及び工場等部分以外の部分をいう。以下この号、次号エ、第69号エ及び第70号エにおいて同じ。)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(68) 略</p> <p>(69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(以下この号から第71号までにおいて「計画変更」とい</p>	<p>れ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分(一戸建ての住宅以外の住宅における廊下、階段その他共用に供される部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に工場等部分(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するものとして市長が別に定めるものの用途に供される部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。)が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 当該申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分(住戸部分、共用部分及び工場等部分以外の部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(68) 略</p> <p>(69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(以下この号から第71号までにおいて「計画変更」とい</p>
--	--

う。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、指定確認検査機関であるものに限る。)又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア～エ 略

(70) 略

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更)、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額

(72) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号から第74号まで及び第76号において「性能向上計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登

う。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、指定確認検査機関であるものに限る。)又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。)に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア～エ 略

(70) 略

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更)、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加えて得た額

録建築物調査機関に限る。)が、性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準(第74号において「誘導基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった性能向上計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの
1件 6,900円

(イ) 200平方メートル以上のもの
1件 7,400円

イ 当該申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分(一户建ての住宅以外の建築物の住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)をいう。以下イ、次号イ、第74号イ、第75号イ、第77号イ並びに第78号ウ及びエにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの
1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件
28,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件
66,000円

(イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 103,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 165,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 234,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 368,000円

ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下ウ、次号ウ及びエ、第74号ウ、第75号ウ及びエ、第77号ウ並びに第78号オ及びカにおいて同じ。)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 103,000円

(イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 151,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 198,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 239,000円

(キ) 50,000平方メートル以上の

もの 1件 352,000円

(73) 性能向上計画の認定の申請(前号に該当するものを除く。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった性能向上計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの
1件 37,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの
1件 42,000円

イ 当該申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの
1件 74,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件
126,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件
222,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件
310,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 604,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 1,045,000円

<p>(キ) 50,000平方メートル以上の もの 1件 1,923,000円</p> <p>ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第78号ア及びオにおいて「基準省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(第75号ウにおいて「モデル建物法誘導基準」という。)に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 93,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1 件 264,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1 件 339,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円</p> <p>(キ) 50,000平方メートル以上の もの 1件 644,000円</p> <p>エ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分</p>	
--	--

の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの
1件 238,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件
388,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件
563,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件
689,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 823,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 935,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

(74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更(以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。)が、変更後の性能向上計画が誘導基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該

一戸建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(75) 計画変更の認定の申請(前号に該当するものを除く。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請

が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

(76) 建築物省エネ法第30条第2項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第72号から前号までの認定の申請に係る性能向上計画又は計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額

(77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(次号において「基準適合認定」という。)の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。))が、当該申請に係る建築物が建築物省エネ法第

2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(78) 基準適合認定の申請(前号に該当するものを除く。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額(ウからカまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合(当該申請が、当該一户建ての住宅の全体について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(ウにおいて「仕様基準」という。)に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。) 当該

一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの
1件 20,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの
1件 22,000円

イ 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合(アに該当する場合を除く。) 当該一戸建ての住宅の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

ウ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合(当該申請が、当該共同住宅等部分の全体について仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。) 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの
1件 37,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件
66,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件
126,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件
181,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件
328,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件
533,000円

<p>(キ) 50,000平方メートル以上の もの 1件 940,000円</p> <p>エ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該共同住宅等部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>カ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合(オに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>2 ~ 3 略</p>	<p>2 ~ 3 略</p>
---	----------------

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 7 号	所 管	武庫地域振興センター
件 名	工事請負契約について (武庫支所・地区会館複合施設新築工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 俊二				
2	契約金額 5 5 1 , 8 8 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 8 年 2 月 5 日				
5	工事内容 武庫支所・地区会館複合施設新築工事 鉄骨造 4 階建て 1 棟 延べ面積 2 , 4 8 3 平方メートル 倉庫 鉄筋コンクリート造 平屋建て 1 棟 延べ面積 2 0 平方メートル 駐輪場 アルミ製 平屋建て 4 棟 延べ面積 8 9 平方メートル 外構工事 植栽工事				
6	工期 契約締結の日から 3 6 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 28 年 2 月 5 日
件 名	武庫支所・地区会館複合施設改築工事		
落 札 者 名	宮崎建設(株)	落 札 金 額	511,000,000円
予 定 価 格	557,910,000円	最低制限価格	502,119,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
宮崎建設(株)	511,000,000		
(株)三田工務店	552,000,000		
クサカ建設(株)	575,000,000		予定価格超過
(株)吉川組	607,700,000		予定価格超過
(株)柄谷工務店	450,800,000		最低制限価格抵触
(株)オカモト・コンストラクション・システム	495,600,000		最低制限価格抵触

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 8 号	所 管	武庫地域振興センター
件 名	工事請負契約について(武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市武庫之荘 6 丁目 2 4 番 1 6 号 不二電気工事株式会社 代表取締役 藤田 文基				
2	契約金額 2 2 2 , 2 6 4 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 8 年 2 月 8 日				
5	工事内容 電気設備工事 屋内電気設備工事 一式 屋外電気設備工事 一式 倉庫電気設備工事 一式				
6	工期 契約締結の日から 3 6 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 2 月 8 日
件 名	武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	不二電気工事(株)	落 札 金 額	205,800,000円
予 定 価 格	222,170,000円	最低制限価格	199,953,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
不二電気工事(株)	205,800,000		
栄興電機工業(株)	211,361,000		
(株)小川電設	233,400,000		予定価格超過
平尾電工(株)	173,000,000		最低制限価格抵触
山口電気工事(株)	172,000,000		最低制限価格抵触
カラタニエンジニアリング(株)	161,080,000		最低制限価格抵触
(株)ニューテック	159,800,000		最低制限価格抵触
(株)みつば電気	辞退		
板倉通信(株)	未入札		

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)